

【非自発的失業者に係る軽減措置について】

倒産・解雇・雇い止めなど会社都合により離職をされた方(非自発的失業者)については、国保税が軽減されます。

1. 軽減対象者

(1)雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)

(2)雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

(3)離職年月日が平成21年3月31日以降の方

(4)上記(1)、(2)、(3)の対象者のうち離職時点で65歳未満であること

※離職日の翌日の属する月から翌年度末までが対象期間となります。

※離職理由番号が「11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34」の方が対象となります。

2. 軽減方法

前年の給与所得を30/100とみなして課税計算を行います。

※世帯内の非自発的失業者のみ対象となります。

※給与所得以外は100/100として課税計算を行います。

3. 申請方法

非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減申請書を市役所市民課国保年金係又は各地区生活応援センター(釜石地区を除く)へ提出してください。

※申請書は、市役所市民課国保年金係及び各地区生活応援センター(釜石地区を除く)窓口に備え付けています。

※申請書には、添付書類として雇用保険受給資格者証の写しが必要です。

※申請は随時受付し、軽減の課税計算を行います。